

山梨県有害鳥獣捕獲実施要領

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課

平成19年 4月 1日策定
平成25年12月12日改正
平成26年 3月31日改正
平成27年 3月27日改正
平成27年 5月29日改正
平成28年 3月28日改正
平成29年 3月31日改正
平成30年 4月 1日改正
令和 3年 4月 1日改正
令和 4年 3月31日改正

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）、同法施行令、同法施行規則、第13次鳥獣保護管理事業計画、山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び同施行細則のほか、当要領により適切に実施するものとする。

1 有害鳥獣捕獲についての考え方

わが国には約500種類の鳥獣類が生息している。その内訳を主食別にみると、農林業上の害虫やネズミを主食とするものが全体の63%、害虫や雑草の種子を主食とするものが36%であるが、樹木や雑草の種子及び穀類を主食とするものはわずか1%を占めるにすぎない。また獣類においては、キツネはノウサギの天敵であり、イタチはネズミ類の天敵であることも良く知られている。このように一般的に野生鳥獣の存在は農林水産業上有益であり、保護を図っていくことが必要である。

しかし、時期的、地域的には農林水産物に被害を与えたり、人身への危害又は植生の衰退や在来種の圧迫等もあり、その防止や軽減を図るため、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定に基づく有害鳥獣捕獲の実施が必要となる。

この許可に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。

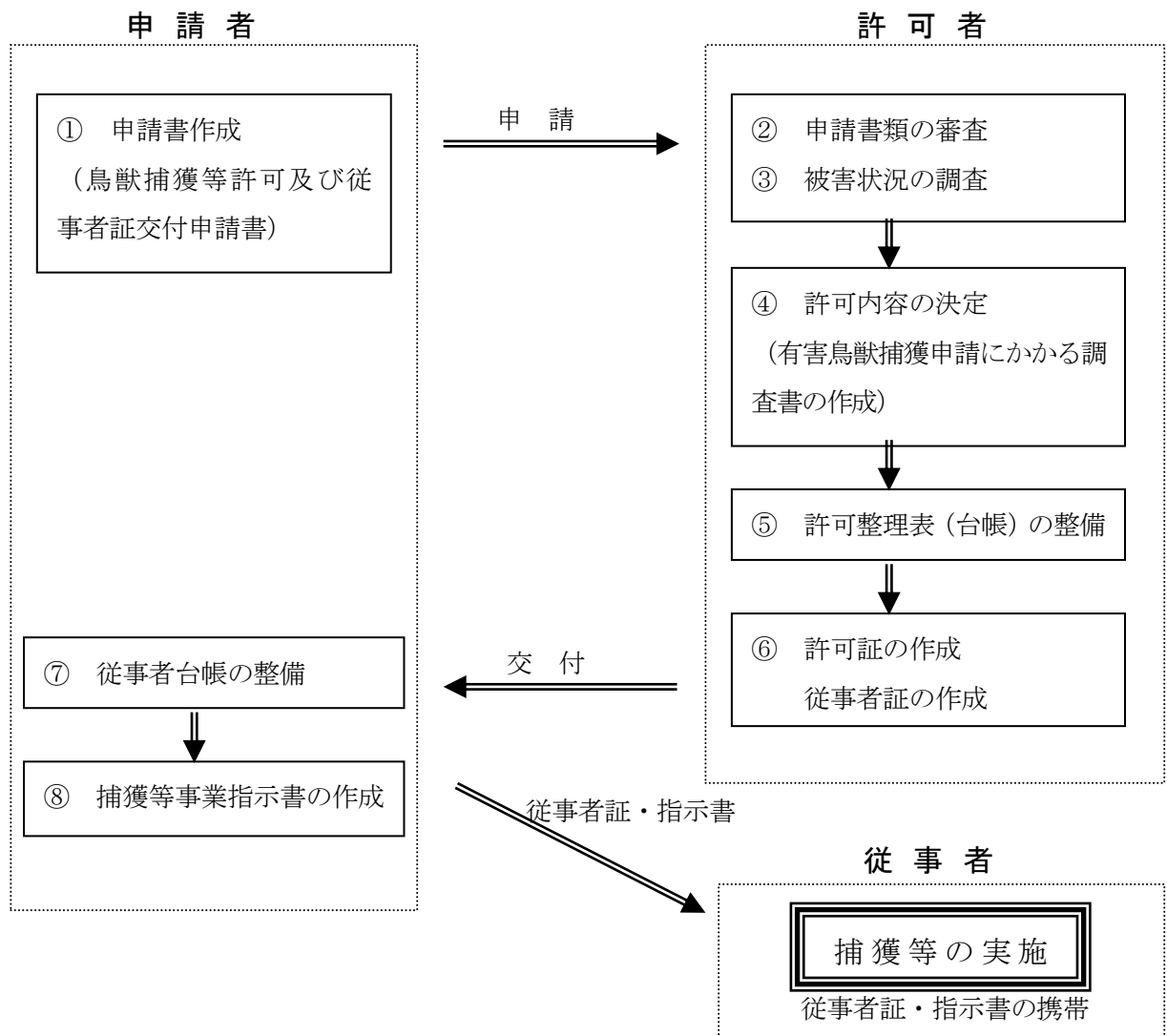
① 有害鳥獣捕獲の許可は、当該鳥獣が生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣（※）又は外来鳥獣についてはこの限りではない。

- ② 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣のドバト、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、過去の実績もごく僅かであることから、捕獲については慎重に取り扱い、有害捕獲に名を借りた違法な捕獲等が生じることのないよう万全を期すとともに、捕獲後は被害のおそれの少ない地域に放鳥獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討すること。
- ③ 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。
種の保存法の国内希少野生動植物種から解除され、平成30年4月から新たに県が許可権者となったオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。
なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、環境省から改めて指示があるまでの当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。
- ④ 鳥獣被害の防除の観点から、人の生活や不良農作物の処理等に伴い排出される餌に野生鳥獣が依存し、鳥獣被害を生じやすくすることがないように日頃から関係者に周知を図ること。

(※) 法第2条第5項に基づき省令で定める鳥獣であり、イノシシとニホンジカが指定されている。

2 許可手続きの流れと許可基準

(1) 書類の流れ（鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付申請）



(2) 受付窓口（許可権者）

市町村 (市町村長)	スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ニホンザル、ノウサギ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ ※ ただし、かすみ網及び法第36条以外の猟法に限る。
林務環境事務所 (山梨県知事)	上記以外の鳥獣のうち、環境大臣の許可以外のもの (法改正により、ネズミ・モグラ類も法の対象となった。) ※ ただし、かすみ網及び法第36条以外の猟法に限る。
環境省関東地方環境事務所 (環境大臣(地方環境事務所長))	<ul style="list-style-type: none">・国設鳥獣保護区内においての捕獲等・保護繁殖を特に図る必要があるもので、環境大臣が定める種にかかる捕獲等・特定猟具(かすみ網)を使用する鳥獣の捕獲等・法第36条に規定する方法での捕獲等

(3) 申請書類の審査

① 許可対象者

ア 狩猟免許が必要な場合

有害鳥獣捕獲は、原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者若しくは環境大臣の定める法人（別表））が申請者となるよう指導すること。

個人が申請者となる場合は、自己の田畑や山林又はゴルフ場のニホンジカやイノシシ等による被害を防止するために捕獲する場合などが想定される。要件は次のとおり。

(ア) 被害の場所が特定の個人の土地、建物等に限定されていること。

(イ) 申請者（被害者又は被害者から依頼を受けた者）が狩猟免許を受けており、当該捕獲期間中において、当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者又は省令第67条に基づく被共済者、被保険者若しくはこれらの者に準ずる資力信用を有する者であること。銃猟による場合には、②の従事者の項を参照のこと。実施区域は被害者が排他的に管理する土地（所有地、耕作地等）とする。なお、指定管理鳥獣又は外来鳥獣を捕獲する場合を除き、被害防除対策（防護柵等）を講じているか許可時に確認されたい。

(ウ) なお、自分で止めさしを行えるか、止めさしを行える者に自分で頼める者に限る。

また、捕獲した個体を適切に処分できることが必要である。

上記の法人による有害鳥獣捕獲においては、万一事故が発生した時に補償等が確実にでき、かつ当該申請の捕獲方法に熟練していることを要するので、捕獲従事者は、当該捕獲期間中において、当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者とする。②の従事者の項を参照のこと。

銃による止めさしを行う場合は、許可申請時にわなによる捕獲を行う者と銃による止めさしを行う者を併記し連名で申請する。許可書の「方法」欄に「わな、銃（ただし、「止めさし」時の使用に限る）」などと記載する。

- ・ 申請者が、被害を受けている者から依頼を受けた個人である場合には、有害鳥獣捕獲依頼書（別紙）を申請書に必ず添付させ、被害者と申請者との関係を明らかにしておくこと。
- ・ 違法に捕獲した個体の流通を防止するため、捕獲後の処置について、申請時に明記させること。

イ わな猟免許または網猟免許が必要でない場合

狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるときは、許可することができるものとする。

(ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等）を捕獲する場合であって、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者も許可対象とすることができる。

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者（ここでいう農林業者とは、法施行規則第2条第3号の農業者又は林業者と同じである（P12<参考1>参照）。）が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

(ウ) 国有林野関係職員が所定の研修を履修し国有林野及び官行造林地において、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣を捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合

(エ) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

ウ 法人が銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合の特例

法人が銃器の使用以外の方法による有害鳥獣捕獲を行う場合であって、以下の①から④の条件を満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること（※）
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

使用する猟具は、はこわな及び囲いわなを基本とするが、地域の合意形成が図られ、鳥獣の保護及び住民の安全性が確保される場合は、くくりわな等も認めるものとする。

狩猟免許所持者は、補助者を適切に指揮・監督するものとする。免許不保持者は、補助者としてわなの点検（誤作動によるわなの再セットを含む）、えさ置き、通報までを役割とし、わなの設置及び撤去並びに止めさしについては、原則として狩猟免許所持者の補助的作業に限る。

ただし、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立ち会いと同等以上の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められる。

実施に当たっては、免許所持者と不所持者との間で実施すべき内容について十分な業務領域の確認にとどまらず、連絡を密にし、作業に従事するものとする。

(※) 補助者に対する講習会や研修を通じて、使用する猟具の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていること、また、事故の発生の補償に対応するため、有害捕獲許可を受けた法人又はその従事者が、保険へ加入していることをいう。

別表 環境大臣の定める法人

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業共同組合連合会
--

(民間会社や自治会等の団体は申請者とはなり得ない。)

② 従事者

有害鳥獣捕獲に従事する者は、上記①許可対象者の項目中のイ又はウに該当する場合を除き、次の要件をすべて満たす者とし、必要最小限の人数で実施すること。

ア 狩猟免許を有する者。また、万一事故が発生した時に補償等が確実にでき、かつ当該申請の捕獲方法に熟練している者とするために、原則として当該捕獲期間中（狩猟期間外においては直前狩猟期間中）において当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者。

(事故の補償をできる体制を整備すること。)

イ 銃猟による捕獲に従事する場合は、(一社)山梨県猟友会が取り扱うハンター補償制度またはそれと同等以上の保険に継続して加入していること。

ウ 被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めること。

エ 過去3年間に鳥獣保護管理法及び銃砲刀剣類所持取締法等の法令に違反したことがない者。

オ 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許を持つ者は「銃砲所持許可証」の「用途」欄に「有害鳥獣駆除」の記載がある者。

有害鳥獣捕獲を行う市町村内に適任者がおらず、他の市町村から従事者を選定する場合や、被害が広範囲に及ぶような場合には、地域の枠を超えた広域的な有害鳥獣捕獲が必要であるが、この場合地元猟友会等と連絡を密にし、連携をとって広域的な体制を整備する必要がある。

(4) 「有害鳥獣捕獲申請にかかる調査」にかかる被害調査

許可内容を決定するため、速やかに実施するよう努める。

- ① 調査員
- ・ 市町村職員
 - ・ 林務環境事務所職員（県許可）
 - ・ 鳥獣保護巡視員のいずれかとすること。
- ② 調査内容 別紙「有害鳥獣捕獲申請にかかる調査書」に係る事項

注）被害対象物・被害量については毎年度農林水産省（県農業技術課）が実施している「鳥獣害による農作物の被害状況及び被害防止対策の実施状況」の調査の算定方法によるものとし、整合性を必ずとること。（※別添＜参考5＞参照）

(5) 許可内容の決定

(4)の調査結果を踏まえ、次の事項に留意し決定する。調査の結果、被害が認められない場合や、加害鳥獣が特定できない場合には許可しないこと。

また、許可後「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可整理表（整理台帳）」を整備すること。

① 鳥獣の種類

有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。恒常的に被害が発生することが予察されている場合（同じ時期に、同じ地域において、同じ鳥獣による被害が繰り返されている場合）については、当該被害が発生またはおそれがある前においても捕獲等又は採取等ができるものとする。

ただし、予察捕獲を実施する場合は、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察台帳を作成し、過去5年間の被害の発生状況や鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を受け、調査及び検討を行うこと。

② 鳥獣捕獲数

被害防止の目的を達成するための最小限の数とする。有害鳥獣捕獲の名目で必要以上の捕獲等及び採取等がなされることのないよう留意するものとする。

なお、有害鳥獣捕獲実施後も被害が継続し、必要がある場合には再度許可を行うものとする。

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、捕獲許可頭数は原則として1許可1頭とすること。

③ 許可期間

次の条件を踏まえた上で、実施の時期及び期間を決定すること。

ア 期間は、原則として被害が生じているか又はおそれがある時期のうち、最も効果的な実施が期待でき、かつ地域の実情に応じて無理なく完遂できる必要最小限の期間とする。

注）期間は、捕獲等又は採取等の実績を適時勘案することが必要であることから、あまり長期とならないよう、2か月以内とすることが望ましい。ただし、外来生物法に基づく特定外来生物についてはこの限りではない。なお、有害鳥獣捕獲実施後も被害が継続し、

必要がある場合には再度許可を行うものとする。

- イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、適切な期間で許可するものとし、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

④ 有害鳥獣捕獲の区域

- ア 被害と因果関係のある区域に限定し、安易に「〇〇町一円」としないこと。
- イ 鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等においても有害鳥獣捕獲は可能であるが、実施に当たっては慎重を期すこととし、違法な捕獲と誤認されることのないよう、関係機関、地域住民等への周知徹底、危険防止のため万全の配慮を図ること。特に特定猟具使用禁止区域は、銃猟による危険を未然に防止する必要から設定された区域であることから、銃器を使った捕獲では区域からはなるべく除くこと。やむを得ず実施する場合は、安全管理に万全を期すこと。

⑤ 捕獲等及び採取等の方法

- ア 従来の実績を考慮して最も効果のある方法でかつ安全性の確保が可能なものとし、原則として法第36条で禁止されている捕獲方法は除くものとする。

注) 法第36条の禁止猟具：爆発物、毒薬、劇薬、据銃、危険なわな

毒薬、劇薬（下剤や麻酔薬など鳥獣の体に影響を与えるもの全てを含む。）、爆発物及び危険なわな等を使用する場合については、環境大臣の許可が必要となる。

- イ 空気銃を使用した捕獲は半矢の危険性があるため、中・小型鳥類に限る。ただし、対象鳥獣を取り逃がす危険性の少ない状況（止めさしする場合）において使用する場合にはこの限りではない。
- ウ 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された鉛散弾規制地域にあつては、鉛散弾は使用しないこと。

また、捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出を徹底する。

- エ 銃を使用する捕獲は共同捕獲を原則とし、単独捕獲はできる限り実施しないこと。

オ わなの取り扱いについて（別紙＜参考4＞参照）

(ア) 獣類を目的とする許可申請の場合（ウ）の場合を除く。）

- a くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以下であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- b とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着し

たものであること。

(イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア) a の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ただし、ニホンジカ又はイノシシを捕獲するために用いるくくりわなの輪の直径については、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見等を踏まえ、狩猟期前に定めることとする。

※ 上記の規制緩和措置による場合の申請書記載方法等

- ・「捕獲等又は採取等の方法」欄に、「くくりわな（県が定める期間に限り輪の直径20センチメートル以下）」と記載すること。
- ・申請書にはわなの構造が分かる図面等（市販の場合は商品名（規格））を記載又は添付すること。

(ウ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

※ くくりわなにおける輪の直径の長さについては、最大長となる内径に直角に交わる内径の長さとする。

カ 対象鳥獣以外の鳥獣を錯誤捕獲しないように、わなの架設に当たって十分に注意を払うこと。また、錯誤捕獲した場合は、原則として管理捕獲対象鳥獣及び特定外来生物以外は放鳥獣すること。

人間がわなにかかったり、わなにかかった個体が人間に危害を加えることのないよう、捕獲の実施に当たっては目につく高さに標識を設置するとともに、周辺住民への十分な広報を実施する等の措置を講じること。
また、わなの架設方法についても捕獲する個体の足の大きさに合わせて適切に架設すること。
わなは自分が管理できる地理的範囲内で、かつ管理できる数とし、個体の捕獲があるかどうか毎日見まわるなど管理を徹底すること。

※H18.4.1 施行通知改正 次により麻酔薬を麻酔銃を用いて使用する場合、法第36条の危険猟法とは取り扱われないこととされた。

(ア)塩酸ケタミン、塩酸メドミジン等鳥獣の放獣作業の際に一般的に使用されている麻酔薬を、通常の施用量（例えば、ツキノワグマの場合、体重1kg当たり成分量（塩酸ケタミン10mg））で使用する場合

(イ)個別に捕獲する個体を特定して麻酔銃を使用する場合

(ウ)当該麻酔薬が拡散するおそれがない場合

なお、具体的には、次の施用量で使用する場合である。

塩酸ケタミン 1発射当たり5700mg以下

塩酸メドミジン 1発射当たり4560mg以下

塩酸キシラジン 1発射当たり6840mg以下

なお、ケタミンについては、H19.1から麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項に規定する麻薬に指定され、所持、施用等の取扱い等について規制されているところ。使用等に当たっては、同法第3条第2項に基づき、麻薬研究者免許の取得の手続きが必要となるので、留意されたい。

キ 管理捕獲対象鳥獣を捕獲する場合

管理捕獲対象となっているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを捕獲する場合は、発信器を装着するなど特段の理由がなければ、原則として捕獲後は致死させるものとする。なお、錯誤捕獲等により管理捕獲対象鳥獣が捕獲された場合には、別途許可を行った当該管理捕獲対象鳥獣を目的とした捕獲許可に基づき致死処分を行い、放獣することのないよう措置すること。

また、管理捕獲対象鳥獣の許可申請の場合は、捕獲の確認のため、捕獲個体の尾を切除し、提出させることを要件とすること。

(6) 許可証及び従事者証の交付

- ① 地方公共団体又は環境大臣の定める法人による申請に対しては捕獲許可証及び従事者証（申請がある場合）を交付すること。
- ② その他の者からの申請に対しては捕獲許可証のみを交付すること。
- ③ 許可した内容を、林務環境事務所、所轄警察署、鳥獣保護巡視員及びその他関係機関に通知すること。（別紙）
- ④ 許可証の「条件」欄の記載方法
 - ア 許可証の「条件」欄には、「周辺環境に十分配慮すること。」を記載すること。
 - イ 捕獲方法がわな猟による場合には、アに加え、「猟具ごとに標識を装着すること。」を記載すること。
 - ウ ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に、輪の直径が12センチメートルを超え20センチメートル以下のくくりわなを用いてニホンジカ又はイノシシを捕獲する場合には、ア及びイに加え、「くくりわなの輪の直径は12センチメートル以下（ただし、県が定める期間に限り20センチメートル以下）とすること。」を記載すること。
 - エ 管理捕獲対象鳥獣の場合は、「尾を提出すること。」を原則記載すること。

(7) 捕獲の実施

- ① 許可した範囲内で、捕獲に伴う危害の防止に万全を尽くし実施させること。
- ② 許可を受けた法人が従事者を使う場合は、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲方法の内容を指示書（別紙「捕獲等事業指示書」）で具体的に指示するとともに、従事者の台帳（別紙「従事者台帳」）を整備するよう十分指導すること。
- ③ 鳥獣捕獲許可証（従事者証）、捕獲等事業指示書の携帯を徹底させること。
- ④ 網、わな、つりばりを使用する場合には、それぞれの猟具ごとに「架設者の住所、氏名、許可した市町村（林務環境事務所）名、許可証に記載された都道府県知事名、許可の有効期

間、許可証の番号及び捕獲しようとする鳥獣」を記載した標識を付けること。

注) 標識は金属製又はプラスチック製で、記載された文字の大きさが縦横1センチメートル以上であるとともに、人から見えるように棒の先に付けて立てる等の措置を取ること。

- ⑤ 広報紙、町内放送等を通じて当該地域住民に周知を図り、事故・危害の防止に努めること。
- ⑥ 市町村職員、林務環境事務所職員（県許可）又は鳥獣保護巡視員のいずれかができる限り立ち会いのもとで実施し、立ち会いできない場合は事前に計画の報告を受けるなど実施管理の徹底に努めること。
- ⑦ 特定猟具使用禁止区域で銃器を使用する場合には、危険防止に特段の配慮をした上で実施すること。
- ⑧ 錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物に適したわなの設置等の徹底を図ること。
注) 錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止すること。
- ⑨ 野生鳥獣に由来する感染症を予防するため、従事者は、長袖・長ズボン・手袋等を着用する等の感染症防止対策を実施すること。

(標識の記載例)

住 所	
氏 名 (法人の名称)	
許 可 権 者	山梨県知事 ○○ ○○ (○○市町村長 ○○ ○○)
許可の有効期間	令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで
許可証の番号	第○○号
捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類	○○○○○

備考1 標識は、金属製又はプラスチック製にしてください。

2 記載する文字の大きさは、縦1センチメートル以上、横1センチメートル以上にしてください。

(8) 報告・返納

- ① 許可期間満了後又は有害鳥獣捕獲終了後、被許可者から報告書（別紙「鳥獣捕獲実績報告書」）、許可証及び従事者証の返納を受けること。（違反すると30万円以下の罰金刑を受けられる場合がある。）
- ② 今後の野生鳥獣の保護管理の資料とする必要があるため、許可を行った市町村長は捕獲実績を四半期毎に所轄林務環境事務所に報告（別紙「有害鳥獣捕獲実績報告書」）すること。
- ③ ツキノワグマ、ニホンカモシカの錯誤捕獲が発生した場合は、自然共生推進課に報告し、捕獲調書を提出すること。
- ④ 豚熱（CSF）感染が疑われる野生イノシシを発見した場合は、管内の林務環境事務所又は家畜保健衛生所等に報告すること。

注) 捕獲によらない野生イノシシの死体には触らないこと。

(9) 捕獲物又は採取物等の処理

- ① 捕獲物等は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で処理し、山野に放置することなく適正に処理すること。(埋設することについては、別添「捕獲物の埋設について」参照)
- ② 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。
- ③ 捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録の手続きを行い、捕獲物の違法な流通を防止するよう努めること。

(10) 有害鳥獣捕獲における「止めさし」について

捕獲の方法が許可時に「網」「わな」とされている場合に、銃による止めさしをする行為は、法令違反となる。

これは、止めさしは通常の捕獲行為と同様の行為であると整理されているためである。

よって、上記のケースで、銃による止めさしが想定される場合は、許可書の方法欄に「わな、銃(ただし、「止めさし」時の使用に限る。)」などと記載すること。

さらに、許可区域内に特定猟具使用禁止区域が含まれる場合は、「条件」欄に「銃の使用に当たっては十分に注意をすること」などと記載すること。

(11) 捕獲情報の収集

捕獲実施者に対して必要に応じて、捕獲した鳥獣の種類・数量、性別(獣類のみ)、捕獲地点、処置の概要、写真又はサンプル、年齢、体長、体重等について報告を依頼し協力を求めること。

3 知事の指示等

法第79条第2項により、知事は有害捕獲など市町村に委譲した事務に関し、市町村に対し、鳥獣の保護を図るため必要があると認められるときは、当該事務に必要な指示をすることができる。

4 ネズミ・モグラ類の捕獲等について

平成19年の法改正により、ネズミ科(ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く)、トガリネズミ科及びモグラ科の鳥獣が法の対象となった。(詳細は別紙参照)

ネズミ科(ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く)、モグラ科の鳥獣については、法第13条第1項の規定に基づき、農林業事業活動に伴いやむを得ず捕獲等する場合は、許可を要しない。ただし、トガリネズミ科については他の鳥獣と同様に許可を要する。

5 カワウの捕獲について

釣り針によるカワウの有害捕獲を認めることとする。捕獲の実施に当たっては、近くに待機して、カワウ以外の鳥の追い払いを行うとともに、カワウを捕獲した場合には、速やかに処理を行うよう指導されたい。

<参考1> 農林業者が被害防止の目的で使用する囲いわなについて

※本件は有害捕獲に該当しないが、問い合わせが多かったので一般の方向けの説明を記載します。
問い合わせの際の参考にしてください。

鳥獣保護管理法では、狩猟は定められた方法（銃器、網又はわな、「法定猟具」という）で行うことになっています。

このうち囲いわな（下図参照）は、法施行規則により、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置する場合、法定猟具から除外されています。

したがって、このような目的で、狩猟期間内（通常11/15～2/15）に、捕獲場所の規制等の規定に従い囲いわなを設置する場合は、狩猟免許の取得、狩猟者登録が必要ありません。

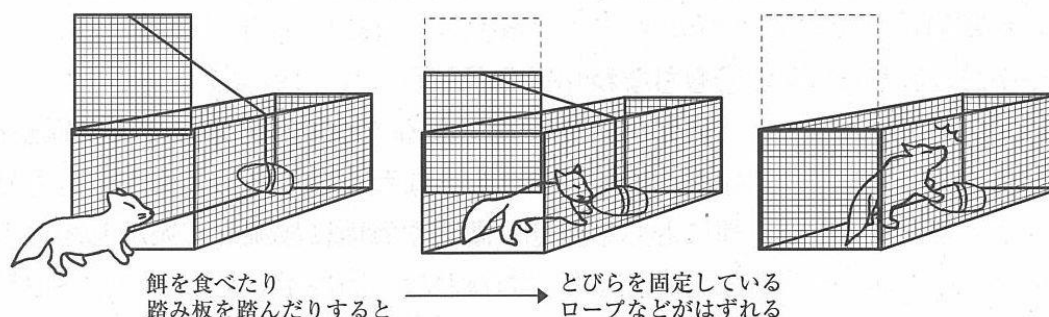
この場合、農業者又は林業者とは、農業又は林業を行っている者で一定の収入を得ている者を指し、もっぱら自家消費のために作物を栽培している者は含みません。

また、他の者の農業や林業の被害を防止する目的で設置する場合には、狩猟者登録が必要となります。

ただし、ニホンザルについては、そもそも狩猟鳥獣ではないため、上のような特例がありません。農業被害の対応としては有害捕獲となり、必ず許可、免許が必要です。

イノシシやニホンジカ等については、狩猟鳥獣なので、上の特例の適用があります。但し狩猟期間外では、有害捕獲として許可が必要です。

囲いわなとは、獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入り口が半自動的に閉まることにより、鳥獣を閉じ込めて捕獲するわなのことである。はこわなに似ているが、天井部分がない。なお、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、狩猟免許や狩猟者登録は不要である（ただし、猟期や頭羽数制限などの各種捕獲規制を遵守する必要あり）。



*

⑤ 囲いわな

1) 定義

「囲いわな」とは、鳥獣が餌をくわえて引くことによって、又はその他の装置によって、鳥獣の動作又は人の操作により鳥獣を閉じ込めて捕らえるわなで、上面を除く周囲の全部又は一部を、杭、柵等により囲い込むものをいう。なお、上面の水平投影面積が半分を超え、かつ、おおむね屋根形状を呈すと客観的に目され得るものについては囲いわなとは解さないとすることが、適当であると考えられる。

2) 農林業者に係る適用除外について

農林業被害の軽減の観点から、農林業者が従来より使用してきた自らの事業に対する被害を防止する目的で設置するものは法定猟具から除外されており、農林業者がこのような目的で狩猟期間内に捕獲場所の規制等の規定に従い囲いわなを設置する場合には、狩猟免許の取得及び狩猟者登録を受ける必要がない。

施行規則法第2条第3号中「農林者又は林業者」とは、農業又は林業（日本標準産業分類・中分類01のうちの小分類011～013及び中分類02のうち小分類021～023に限る。）を行っている者であって、一定の収入を得ている者を指し、専ら自家消費のために作物を栽培している者は含まない。

また、同号中「事業」とはこれらの者が当該収入を得るために自ら行う農業又は林業のことである。

したがって、農業者又は林業者以外の者が他の者が行う農業又は林業に対する被害を防止する目的（被害の予察を含む。）で設置する場合、農業者又は林業者が他の者が行う農業又は林業に対する被害を防止する目的で設置する場合等については、狩猟者登録を受けることが必要となるので十分留意する必要がある。

（設置場所について）

原則として、農業者又は林業者の所有する敷地のうち、鳥獣による農林業に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う必要性の有る農林業敷地内をいう。

ただし、所有地内では効果的な被害の防止が達し得ない場合にあっては、隣接する所有地外のうち、所有地内での被害を起こすことが明らかな獣類の獣道等客観的に設置が必要と認められる場所に限り設置することができる。

*

（平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703311 号自然環境局長通知より抜粋）

<参考2> ネズミ・モグラ類について

※本件も問い合わせが多かったので再度掲載します。問い合わせの際の参考にしてください。

ネズミ科（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。）、トガリネズミ科及びモグラ科の鳥獣が法の対象として取り扱われている。

これらの取り扱いについて留意すべき事項は以下のとおりである。

① 法第13条に基づく捕獲等の許可に関する例外

- 1) 法第13条により捕獲する場合については、法18条に規定する放置の禁止、法第36条に規定する危険猟法の禁止が、それぞれ施行規則第19条第3項、法第36条により禁止の適用除外とされるとともに、法第19条に基づく飼養登録についても、法第9条に基づく捕獲個体ではないため、飼養登録を要しない。

なお、法第13条第1項の規定は、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び法第11条第1項の狩猟可能区域以外の区域においても適用される。

2) 捕獲等の許可が不要となる場合と許可を要する場合

ア 「農業又は林業の事業活動」について

捕獲等の許可が不要となる「農業又は林業の事業活動」とは、原則として農業又は林業により収入を得るための農林業の活動（農業又は林業の事業活動に必要な調査研究、運搬、保管等の行為、収入を得ることに代えて行われる自給自足のための農林業活動、あるいは、森林の維持管理に必要な行為、そのための調査や研究を含む。）をいい、家庭菜園等の専ら趣味として行われ事業活動とは見なせない耕作については該当しない。

イ 捕獲等の許可が不要となる規定の適用される場所について

当該例外規定は場所を明記していないため必ずしも農地林地のみで適用されるものではなく、例えば、農地の当該鳥獣を捕獲するために隣接する自宅の敷地にわなをしかける場合や果樹園内の倉庫で当該鳥獣を対象にわなを仕掛ける場合も適用される。

ウ 捕獲等の主体について

捕獲等の主体については、事業活動に伴い事業活動の主体から依頼等を受けた者が本条に基づく捕獲を行うことはできるが、依頼等がなく、事業活動地において行われる捕獲は「農業及び林業の事業活動に伴う捕獲等」とは見なされない。

② 野生でないネズミ類について

専ら人家、倉庫等の建物内や船舶内で人間活動に依存して生息している鳥獣は人の管理下にあるかどうかを問わず野生鳥獣ではないと考えられる。ネズミ類ではそのような事例に該当する場合があると考えられるが、このような野生ではないネズミは本法の対象外となるため、その捕獲等には許可は不要である。例えば、検疫所で飛行機又は船舶内に生息していたと考えられる海外から移入したネズミを飛行場内や港湾内で捕獲等しようとする場合は捕獲許可を要しないもので

ある。

③ 捕獲許可等

ネズミ・モグラ類のうち、トガリネズミ科に属する鳥獣を捕獲等する場合、及びネズミ科（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く。）、モグラ科の鳥獣を農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ず行う以外の目的で捕獲等する場合は法第9条第1項に基づく捕獲許可が必要である。

例えば、ゴルフ場、公園、庭園等の芝生の管理のためのモグラの捕獲等、農林業以外を目的とした調査のためのネズミ・モグラ類の捕獲については法第9条第1項に基づく捕獲許可が必要である。

この他、以下の点に留意することとする。

- 1) ネズミ・モグラ類の捕獲等について、特定の種に限定した捕獲が困難な場合が多いことや継続的な捕獲を行うことが多いという特性に鑑み、鳥獣の保護上支障が少ない場合には、捕獲対象鳥獣を科レベルで記載したり（例えば「ネズミ科 100 頭」）、捕獲許可期間を長めに取るなどの配慮を状況に応じて行うこと。
- 2) 基本指針においては、有害鳥獣捕獲の許可対象者として狩猟免許を有していることを要件としているが、IV-4 有害鳥獣捕獲の章で明らかにしているとおり、法第13条第1項の規定により鳥獣を捕獲する場合については、法でいう有害鳥獣捕獲には当たらず、法、施行令、施行規則及び基本指針における有害鳥獣捕獲に関する規定は適用されない。また、生活環境被害防止目的の捕獲など捕獲に許可を要する場合であっても、許可の要件として原則として狩猟免許を要しないものとする。
- 3) 本法の運用において非意図的な捕獲等又は採取等は不可罰とされている。例えば、クマネズミを捕獲しようとしてアカネズミを捕獲した場合、法第13条第1条の捕獲の例外の規定に基づきネズミ科を捕獲しようとしてトガリネズミ科を捕獲した場合などは原則としてこれに該当すると考えられる。この場合、捕獲した個体は自己の支配化に置かず、速やかに放獣・放出するか、傷病鳥獣として保護することが求められる。非意図的な捕獲を生じないような技術開発、普及啓発等も重要である。

④ 飼養について

法第9条第1項の規定により捕獲をした個体を飼養しようとする場合は法第19条の規定により飼養登録しなければならない。

(平成29年3月31日付け環自野発第1703311号自然環境局長通知より抜粋)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う留意事項について

- 公布日：平成 27 年 5 月 20 日
 - 事務連絡
- 各都道府県・各政令市廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う留意事項について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）が、平成 26 年 5 月 30 日に公布され、平成 27 年 5 月 29 日から施行されます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）においては、改正前より、第 18 条において、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵（以下「鳥獣等」という。）の捕獲等又は採取等をした者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が設けられています。

今般、一部改正された鳥獣保護管理法第 14 条の 2 において、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、集中的かつ広域的に管理を図る鳥獣を環境大臣が定め、都道府県等が捕獲等をする、指定管理鳥獣捕獲等事業制度が創設され、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 8 項 第 1 号において、指定管理鳥獣捕獲等事業において、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合については、上記の鳥獣保護管理法第 18 条の規定は適用しないこととされました。

なお、鳥獣保護管理法第 3 条第 1 項に基づき定められた鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 26 年環境省告示第 133 号）の III 第四 2 (7)「捕獲物又は採取物の処理等」においては、従来より、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとされています。さらに、同指針 IV 第二 6 (2)「捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項」において、指定管理鳥獣捕獲等事業において捕獲等をした鳥獣の放置をする場合は、あらかじめ指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項等を定めることとされたところです。

以上、鳥獣保護管理法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用に当たっては、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村に対し周知徹底をお願いいたします。

記

1. 捕獲物等の埋設が鳥獣保護管理法第 18 条及び鳥獣基本指針 III 第四 2 (7)「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第 16 条で禁止している不法投棄には当たらないものであること。
2. 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、廃棄物処理法第 19 条の 4 に規定する措置命令の対象となるものであること。
3. 捕獲物等の放置が鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 8 項及び鳥獣基本指針 IV 第二 6 (2)「捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第 16 条で禁止している不法投棄には当たらないものであること。

各都道府県・政令市一般廃棄物行政担当課あて
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という）は平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されます。

鳥獣保護法第18条においては、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵（以下「鳥獣等」という。）の捕獲等又は採取等した者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が新たに設けられたところです。また、鳥獣保護法第3条第1項に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成14年12月27日環境省告示第86号。以下「鳥獣保護基本指針」という。）Ⅱ 第四(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとしているところです。

鳥獣保護法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用に当たっては、下記の事項にご留意ください。

記

1. 捕獲物等の埋設が鳥獣保護基本指針Ⅱ 第四(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第16条に規定する不法投棄には当たらないものであること。
2. 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令の対象となるものであること。
3. 放置禁止の適用除外規定について

法第18条の環境省令で定める場合は、次の（1）から（4）までである。

- （1）地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合

本規定は、例えば弾丸が命中した鳥獣が崖など銃猟者が到達困難な場所にあつたり、積雪、凍土、土壌の厚さなどの要因で捕獲物を風雨により容易に露出しない程度に埋設することが困難な場合などを指している。

- （2）過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合

本規定は、捕獲物の行方を探したにもかかわらずその行方を確知できない場合を指しており、故意に捕獲物の行方を探さなかった場合はこの規定には当たらない。

- （3）法第13条第1項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合

法第13条第1項の規定により捕獲等したモグラ、ネズミ類については、農地又は林地でこれを捕獲等しようとした場合、捕獲物が広範囲に散らばり確知できない可能性があり、かつ、放置されたとしても生態系に影響を与えるようなことが想定されにくいいためこのような規定を設けたものである。

- （4）漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

漁業活動に伴い鳥獣が網に混獲された場合は、捕獲物をその場に放出したとしても、海に放出された個体は広範囲に極めて低い密度で散らばり、生態系に大きな影響が生じるとは考えにくいいため、このような規定を設けたものである。

「鳥獣行政業務必携2003」P323、324より

<参考4> くくりわな、とらばさみの規制

1. わなの取扱いについて

(1) 許可基準

基本指針Ⅲ. 第四. 1 (3) わなの使用に当たっての許可基準は、地域的に絶滅のおそれの高いクマ類等の錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があった場合の当該個体の損傷を軽減し、解放を促すため、以下のとおり定めたものである。

① くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- a イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

なお、輪の直径 12 センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。

また、締付け防止金具、よりもどし、衝撃緩衝器具の機能、構造は以下のとおりである。(別図参照)

1) 締付け防止金具

くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具。

一部で使用されている地獄結びやバネによって持続的に締め付けることを規制し、仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう措置したもの。

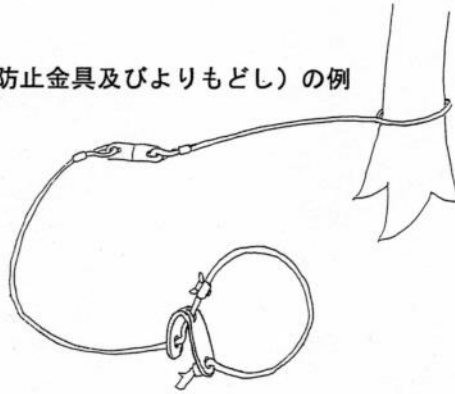
2) よりもどし

くくりわなのワイヤーの接続に使用し、ワイヤーにかかる、よりを直す金属環。捕獲個体が暴れることによって、ワイヤーがよれ、剛性が低下することを防止するとともに、締付けによる捕獲個体の損傷を防止するよう措置したもの。

3) 衝撃緩衝器具

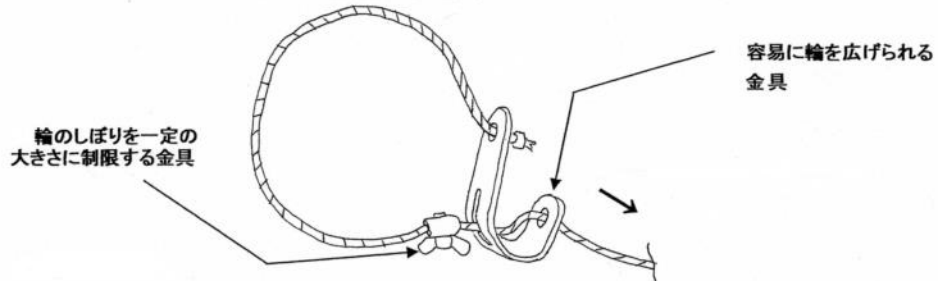
とらばさみの挟み金具部分に装着する衝撃緩衝のためのゴムパッド等。仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減するよう措置したもの。

くくりわな（締付け防止金具及びよりもどし）の例



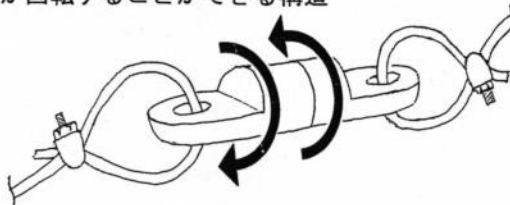
1) 締付け防止金具

→方向に金具を引くことで、容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



2) よりもどし

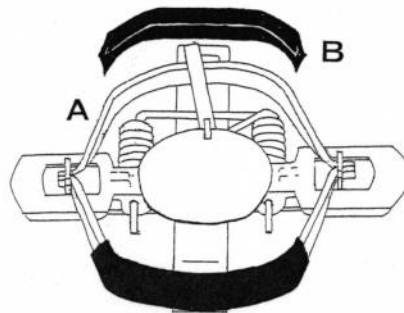
金具の両端が回転することができる構造



とらばさみ（衝撃緩衝器具）の例

3) 衝撃緩衝器具

ゴム製等のパッド（B）を（A）の位置に装着して使用する。



(平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703312 号自然環境局野生生物課長通知)

<参考5>鳥獣による農作物の被害状況及び被害防止対策の状況調査実施要領（農政部）

1 目的

本調査は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第13条第1項の規定に基づき、鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の策定に必要な資料を得ることを目的とする。

2 調査主体、3 調査対象期間 略

4 調査方法

- ① 各農務事務所長は、様式1～2により各市町村から被害状況及び対策の実施状況の報告を受ける。なお、鳥獣毎における被害量に前年比2割以上の増減がある場合には、様式1別添を作成し、増減の要因について併せて報告を受けるものとする。このとき、各農務事務所長は、各市町村に対し、適切な記入方法等の指導を行うものとする。
- ② 各農務事務所長は様式1～2を、別に定める期日までに農業技術課長へ提出するものとする。

5 調査様式記入上の注意点

- ① 鳥獣の種類名は、スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、サギ、その他鳥類、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、マングース、タイワンリス、キョン、その他獣類の分類により種類ごと記入する。ただし、「その他鳥（獣）類」と記入したものについては、備考欄に主な種名を記入する。
- ② 農作物名は、稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他ごとに記入し、備考欄に主な作物名を具体的に記入する。
- ③ 被害面積は、野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場における、単位面積当たり基準収量（被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量）又は基準品質（被害が発生しなかったと仮定した場合に見込まれる品質）から減量又は減質があった実面積とする。
- ④ 被害量は、野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場における、単位面積当たり基準収量と実際の単位面積当たりの収量の差に被害面積を乗じた量とする。なお、基準品質から減質があった場合は、その量も被害量に加える。
- ⑤ 被害金額は、被害量に調査年におけるそれぞれの県内の被害地域における標準的な価格の実態を表す被害農産物の単価を乗じて算出した金額（品質低下の場合は、被害量に「被害がなかった場合」の生産者販売価格と実際の生産者販売価格の差を乗じた金額）とする。

被害金額を算出する場合の標準的な単価は、生産者販売価格（農家庭先販売価格）であり、例えば、地域の出荷価格の平均から基準単価を算定する場合は、市場やJA等の販売手数料等を除いた手取り単価により算出する。

なお、育苗期の被害は、種苗価格で算出し、植え付けが遅れることにより最終的な収量が減少した場合は、その減少分の額も被害額に加える。

永年性作物の樹体被害は、損傷程度（樹冠面積の2／3以上が折損若しくは枯死するような場合には、被害100%）に「農畜産業用固定資産評価基準」を乗じて算出する。

- ⑥ 小数点以下がある場合には、少数第1位を四捨五入する。
- ⑦ 被害発生時期は、は種期、定植期、生育期、収穫期、貯蔵期、（果樹は、萌芽期、開花期、生育期、収穫期、休眠期）等の区分により記入する。
- ⑧ 地域における基準単価・基準収量の設定がない場合は、経営指標一覧の数値を参考とする。
- ⑨ 市町村長は、被害農家から被害が軽微な場合でも報告してもらうよう市町村広報誌等により、農家へ周知を徹底するとともに、よりの確な被害把握のため、簡易な被害報告書（別添参照）を添付することも有効であることから、その取組に努めるものとする。

また、被害の取りまとめに当たっては、

ア．農業共済対象作物については、農業共済組合へ照会（被害数値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先）

イ．農業共済非対象作物については、有害捕獲申請書と確認に努めるものとする。

さらに、JA等関係団体からの聞き取りや、可能な限り現場確認を行うことにより、的確な被害状況の把握に努めるものとする。

また、極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握することとする。

- ⑩ その他については、農水省生産局発出の別紙「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」を参考とする。

(様式 1)

第 10 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)	〒
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	ほか 人(別紙のとおり)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日生
電 話 番 号	

鳥獣捕獲等許可申請書

次のとおり鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	
愛玩のための飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

別紙鳥獣の捕獲等許可申請書名簿を添付すること。

(様式 2 - 1)

第 11 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

事務所の所在地	〒
名称及び代表者氏名	
電話番号	

従事者証交付申請書

次のとおり従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 8 項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等許可証の番号	
-------------	--

住所	氏名	電話番号	職業	生年月日	銃器を使用する場合		備考
					所持許可証番号	交付年月日	

※本様式により法人として申請ができるのは、環境大臣の定める法人（別表）に限られ、民間会社や自治会などの団体は申請者とはなり得ない。

(様式 2 - 2)

第 16 号様式(第 10 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地	
名称及び代表者氏名	
電話番号	

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

次の指定管理鳥獣捕獲等事業について従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 9 項により読み替えて適用する同法第 9 条第 8 項の規定により申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	
従事者の住所、氏名、職業及び生年月日	

(様式3)

第12号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

事務所の所在地	〒
名称及び 代表者の氏名	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日生
電 話 番 号	

鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付申請書

次のとおり鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。併せて従事者証の交付を受けたいので、同法第9条第8項の規定により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあつては研究の事項及び方法	
愛玩のための飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつてはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

注 別紙鳥獣の捕獲等従事者名簿を添付すること。

※本様式により法人として申請ができるのは、環境大臣の定める法人(別表)に限られ、民間会社や自治会などの団体は申請者とはなり得ない。

(様式5)

有害鳥獣捕獲申請にかかる調査書

調 査 員	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
調 査 年 月 日		
調 査 地		
申 請 者	住 所	
	氏 名	ほか 名
被 害 地		
捕獲しようとする鳥獣名		
被 害 の 対 象 (農林水産物名又は種類)		稲 麦類 いも類 豆類 雑穀 工芸作物 飼料作物 果樹 野菜 その他 () ※該当を○で囲む
被 害 の 態 様 (状 況)		
被害の程度	面 積	h a
	減 収 量	t
	金 額	千円
備 考		

(注) 被害対象物・被害量については毎年度農林水産省(県農業技術課)が実施している「鳥獣害による農作物の被害状況及び被害防止対策の実施状況」の調査との整合性を必ずとること。

様式第1 (第7条第6項関係)

(表面)

12.5 cm

12.5 cm

折

第 年 月 日 号 日
 有効 年 月 日から 年 月 日まで
 期間

許 可 証
 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

山梨県知事 ○○ ○○ 印
 (○○市町村長 ○○ ○○ 印)

注 意 事 項

- 1 この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣（交付を受けた都道府県知事）に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。

8.8 cm

住 所	
氏 名 (法人の名称)	
生 年 月 日 (代表者の氏名)	
鳥 獣 等 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 後 の 処 置	
条 件	

折

目

8.8 cm

報 告 欄

捕獲等又は採取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採取等した数量	処置の概要	備 考

- 備 考
- 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
 - 2 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣又は採取等を行った鳥類の卵に行った具体的処置を記載すること。
 - 3 報告欄の捕獲等又は採取等した場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
 - 4 報告欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて () 書きするなどの旨を明示すること。

様式第2 (第7条第9項関係)

8.8 cm 折目	12.5 cm 折目	12.5 cm 折目
第 年 月 日 有 効 期 間 従 事 者 証 山梨県知事 ○○ ○○ 印 (○○市町村長 ○○ ○○ 印)	日 月 年 日 日 月 年 日 日 月 年 日	注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等の際には必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣（交付を受けた都道府県知事）に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
許 可 の 内 容		
住所		
氏 名		
生年月日		
許可証の番号		
法人の名称		
鳥獣等の種類及び数量		
目的		
区域		
方法		
条件		
8.8 cm		

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

第 年 月 日 号 日 有 効 期 間 年 年 月 月 日 日 指 定 管 理 鳥 獣 捕 獲 等 事 業 従 事 者 証 山 梨 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 印	折 目 12.5cm 12.5cm	目 12.5cm
8.8cm 住 所 氏 名 生 年 月 日	8.8cm 事業を実施する 都道府県 (委託を受けた場合) 法人の名称 指定管理事業 の種別 区 域 方 法 備 考	注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等の際には必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣（交付を受けた都道府県知事）に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

(様式7)

(表面)

第 号	
交付年月日	
年 月 日	
捕獲等事業指示書	
法人名 法人の代表者氏名 電話番号	
従事者氏名	に対する指示内容
捕獲期間	
捕獲方法	
捕獲区域	
捕獲鳥獣名及び その割当員数	
捕獲鳥獣 の処理方法	

(裏面)

捕獲等報告欄			
鳥獣名	捕獲数	捕獲区域	処置の概要
注意事項			
1 捕獲等に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。			
2 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。			
3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。			

備考 指示内容を変更した時は、指示内容を変更した期日を明らかにして変更された指示内容を記載するか、新たに捕獲等事業指示書を交付し、従来の指示書は回収すること。

(様式8)

従事者台帳の様式

	記載項目	内 容	備 考
従事者に関する事項	従事者証の番号		
	従事者証の有効期限		
	住所		
	職業氏名		
	生年月日		
指示事項	捕獲期間		
	捕獲方法		
	捕獲区域		
	捕獲鳥獣名及びその割当員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		
捕獲の記録	捕獲鳥獣名及びその員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		

- 備考 1 従事者一人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。
- 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにし、その変更された内容を備考欄に記載すること。

(様式9)

番 号
年 月 日

警 察 署 長
関 係 機 関 殿

(林務環境事務所長)
(市 町 村 長)
(鳥獣保護管理員)

(市 町 村 長)

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可について (通知)

このことについて、次のとおり許可したので通知します。

捕 獲 許 可 番 号	
捕獲許可鳥獣名 及び数量	
許可を受けた者の 住所、氏名、生年月日	
捕 獲 目 的	
被害作物名及び 被害金額	
捕獲許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
捕獲許可区域	
捕 獲 方 法	

*法人に対して許可した場合は、従事者名簿を添付すること。

*被害作物名及び被害金額の欄には、被害状況等も含め記入すること。

*捕獲許可区域を表示する図面を添付すること。

(様式10)

年 月 日

林務環境事務所長
(市町村長) 殿

住 所
職 業
代 表 者
氏 名
生年月日
電話番号

鳥 獣 捕 獲 実 績 報 告 書

鳥獣捕獲が終了しましたので、鳥獣捕獲許可証及び従事者証を返納するとともに、次のとおり実績を報告します。

捕 獲 許 可 番 号	
捕獲した鳥獣の種類及び数量	※ ニホンジカの場合はオス、メスの別を記入
捕 獲 の 目 的	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
捕 獲 の 場 所 (メッシュ番号)	
方 法	
捕獲した鳥獣の処置	

(様式 1 1)

番 号
年 月 日

〇〇林務環境事務所長 殿

市 町 村 長 名

有害鳥獣捕獲のための捕獲実績 (〇〇年度第〇期分) について (報告)

このことについて、次のとおり報告します。

有害鳥獣捕獲実績報告書 (〇〇年度第〇期分)

被害作物等は被害調査書の分類により、
それぞれ被害金額を記入。
*予察捕獲の場合は「予察」と記入。

NO	許可番号	鳥獣名	主な被害 作物等	被害金額 (千円)	許可数	捕獲数	許可期間	メッシュ番号 (ハンターマップ)	備考
1	〇第1-1号	イノシシ	いも類	500	10	5	H19.4.1~ H19.4.30	3	〇地区
2	〃	〃	豆類	100	〃	〃	〃	3	〃
3	〇第1-2号	イノシシ	いも類	700	10	3	H19.5.1~ H19.5.30	107	〇部落
4	〃	ニホン ザル	果樹	500	20	5	〃	107	〃
5	〇第1-3号	ニホンジ カ	稲	300	10	※オス 2 メス 3	H19.6.1~ H19.6.30	108	〇地区

※ 捕獲鳥獣がニホンジカの場合はオス・メスを記入
一つの許可で複数の鳥獣が含まれる場合は鳥獣別に記入。

	報告期限	報告期間
第1期	7月7日	4月～6月
第2期	10月7日	7月～9月
第3期	1月7日	10月～12月
第4期	4月7日	1月～3月

※報告期間は、許可期間の終期を基準にしてください。(例、許可日6月25日、許可
期間6月30日～7月29日の場合 第2期の報告分となる)

※報告期限が土日休日に当たるときは、直近の平日までに報告してください。

(様式12)

年 月 日

有害鳥獣捕獲依頼書

住所	
職業	
氏名	
電話番号	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による有害鳥獣捕獲のための鳥獣捕獲を下記により依頼します。

記

被依頼者	住所			
	職業			
	氏名	*他名		
	生年月日	年 月 日生		
捕獲を依頼した鳥獣の種類				
捕獲頭(羽・個)数				
区域又は場所				
期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日			
被害状況				
依頼理由				

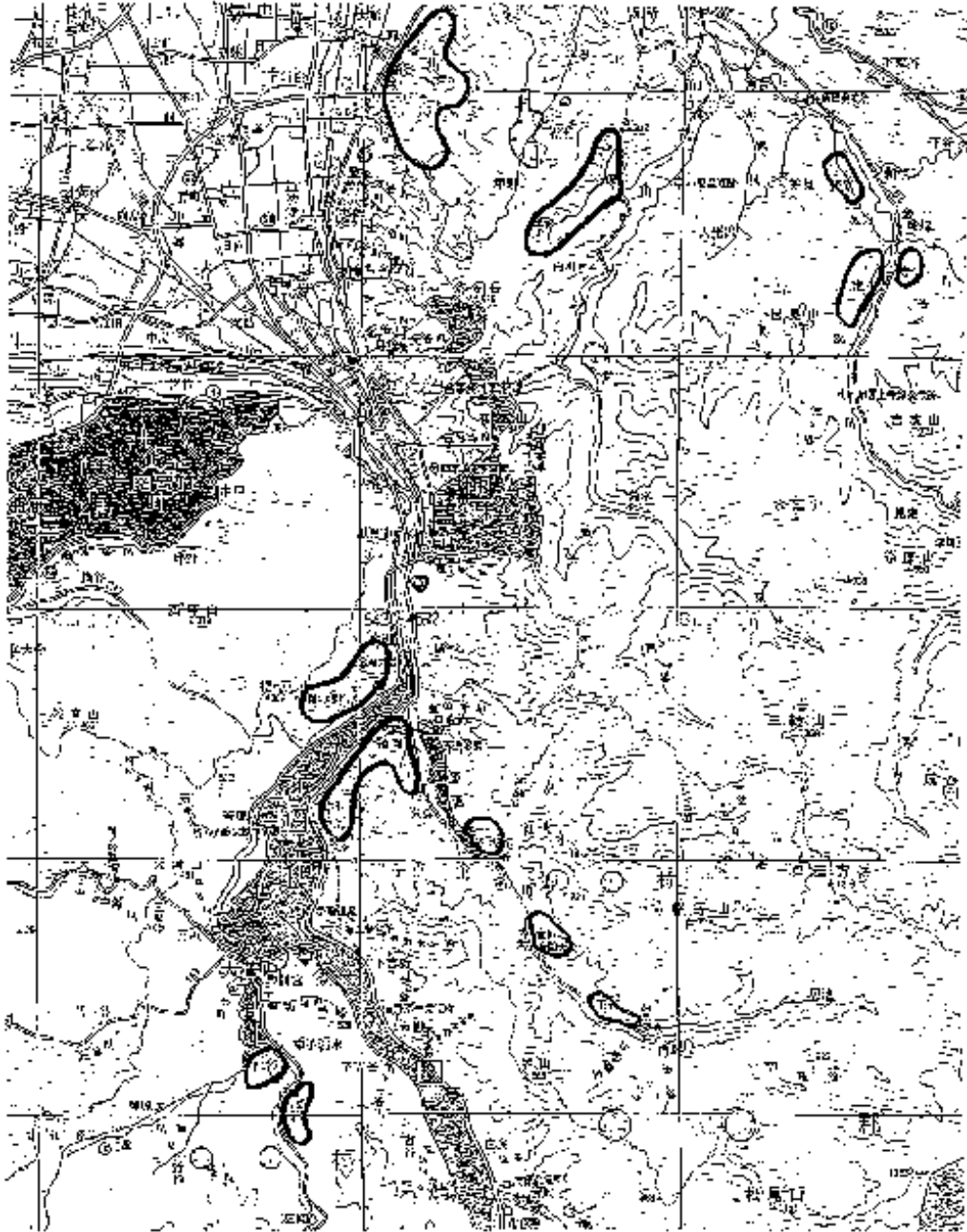
(様式 1 3)

予察情報台帳の様式と記入例

1 加害鳥獣種名		1 種ごとに記載して、台帳を作成する。 (複数の鳥獣による複合的な被害についても 1 種ごとに作成。)
2 被害内容	①被害対象	農作物の種名(複数の作物にのぼる場合もすべて記入)、生活環境被害の内容、生態系への影響の内容。
	②被害量	・農林水産部署との相互の情報を一元化したものを添付する。コピーでも良い。 ・生活環境被害や生態系への影響の程度については、できるだけ定量的な表現で記載する。
	③被害発生時期	〇月～〇月
	④被害発生地点	・〇〇町〇〇番地 (市町村内の被害地点情報を記入)。 ・ハンター・マップのコピーに発生地点を記入して添付する(例 2 参照)。
	備 考	・写真を添付するなどして、被害や防除の状況について、気付いた点を可能な限り書き込むようにする。また、現場で気付いた、被害対策の工夫につながる提案などを書き込む。
3 加害鳥獣の 生息状況 (必要に応じて 資料を添付す る)	①分 布	県下では〇〇郡、〇〇郡一円
	②繁 殖	・一般的に、〇月～〇月に交尾、〇月頃営巣、〇月～〇月巣立つ。 ・この地方では、全体的に 1 ヶ月程度早い。 ・〇〇町〇〇の〇〇緑地に集団営巣地がある。 ・〇〇村〇〇の山林にねぐらがある。
	③その他の基礎 生態情報	・行動圏は〇〇km ² 。 ・春から夏にかけて(〇月～〇月)は単独で生活し、秋から冬の間(〇月～〇月)は集団で生活する。
	④生息数の動向	・分布域が拡大しており、営巣地の確認情報も増えていることから、生息数が増加していると予想される。 ・営巣地のあった樹林地が伐採されたので、〇〇地域では出現頻度が減った。
4 捕獲実績 (捕獲統計グラフを添付)	平成〇年度 予察 1325 羽 対処 50 羽 狩猟 940 羽 平成〇年度 予察 1500 羽 対処 55 羽 狩猟 980 羽 平成〇年度 予察 1480 羽 対処 52 羽 狩猟 1205 羽 平成〇年度 予察 1800 羽 対処 60 羽 狩猟 980 羽 平成〇年度 予察 1750 羽 対処 55 羽 狩猟 1180 羽	

注：書き込めない場合は、様式の枠を拡大して記入するか、別紙資料等を添付すること。

例2 被害発生地点の記入例



(様式14)

ツキノワグマ捕獲調書

捕獲事業者名 _____

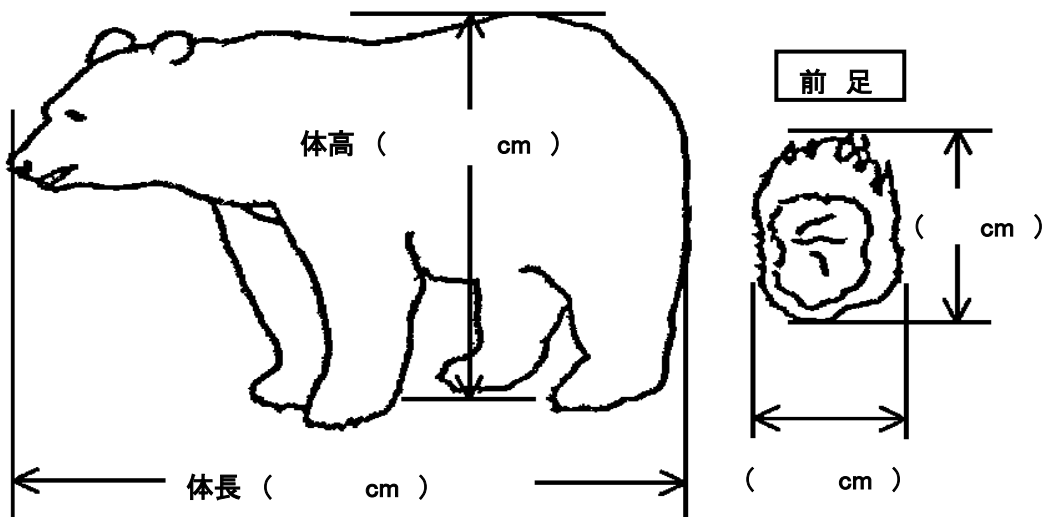
捕獲したクマ1頭ごとについて、次の事項について記入してください。

- 1 捕獲区分 錯誤捕獲 (捕獲許可対象獣: _____)
- 2 捕獲年月日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 3 捕獲地点 _____市_____地内_____
- 放獣地点 _____市_____地内_____

※地図 (住宅地図または縮尺 1/25000 以下の地図) を添付し、捕獲地点に点●をつけてください。

- 4 捕獲方法 該当する種類に○を付け、くくりわな・はこわな以外による場合はその他の欄に種類を記入してください。
- くくりわな
はこわな (檻・錯誤捕獲防止用脱出穴付き檻・ドラムカン)、
その他 (_____)
- 5 性別等 性別 (オス・メス) 体重 (_____ kg)
推定年齢 (約 _____ 歳)
- 6 その他
- (1) 個体の特徴: [毛色] _____ [耳タグの有無等] _____
[傷等] _____ [その他] _____
- (2) 被害の状況・おそれ: _____
- (3) 放獣の検討: _____
- (4) 捕獲後の処置: _____
- (5) 再被害発生の予防的処置: _____

- 7 クマの各部計測値 【 () の中に長さを記入してください。】



(様式15)

ニホンカモシカ捕獲調書

捕獲事業者名 _____

捕獲したニホンカモシカ1頭ごとについて、次の事項について記入してください。

- 1 捕獲区分 錯誤捕獲 (捕獲許可対象獣: _____)

- 2 捕獲年月日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃

- 3 捕獲地点 _____市 _____地内 _____
放獣地点 _____市 _____地内 _____
※地図 (住宅地図または縮尺 1/25000 以下の地図) を添付し、捕獲地点に点●をつけてください。

- 4 捕獲方法 該当する種類に○を付け、くくりわな・はこわな以外による場合はその他の欄に種類を記入してください。
くくりわな
はこわな (檻 ・ 錯誤捕獲防止用脱出穴付き檻 ・ ドラムカン)、
その他 (_____)

- 5 性別等 性別 (オス ・ メス) 体重 (_____ kg)
推定年齢 (約 _____ 歳)

- 6 その他
(1) 被害の状況・おそれ: _____
(2) 放獣の検討: _____
(3) 捕獲後の処置: _____
(4) 再被害発生の予防的処置: _____